

議案第 4 2 号

指定管理者の指定について

上越市生活支援ハウス条例（平成 1 6 年上越市条例第 9 8 号）第 6 条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年 3 月 2 日提出

上越市長 中 川 幹 太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
清里生活支援ハウス	上越市木田新田 1 丁目 1 番 3 号 社会福祉法人上越市社会福祉協議会 会長 橋本 眞孝	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで